

第 8 1 9 回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和 7 年 1 月 9 日 (木) 午後 1 0 時 3 0 分
2. 閉会の日時 令和 7 年 1 月 9 日 (木) 午後 1 1 時 3 0 分
3. 開催の場所 三沢市役所 別館 4 階 第一研修室

4. 出席した委員 (番号 1 から 1 4) 及び推進委員 (番号 1 5 から 2 0) の氏名
 - 1 立崎 京子 3 宮古 久光 4 川嶋 芳郎
 - 6 門上 牧夫 7 種市 廣 8 浦田 秀人
 - 9 浪岡 篤志 1 0 葛巻 広行 1 1 斗米 義一
 - 1 2 新堂 友和 1 3 北澤 邦彦 1 4 千葉 準一
 - 1 6 駒澤 慎 1 8 赤沼 成人 1 9 富田 和美

5. 欠席した委員及び推進委員の氏名
 - 2 佐々木 和枝 5 古田 武信 1 5 岩間 勝義
 - 2 0 荒谷 涼香

6. 会議の事務に従事した職員の職氏名
 - 参 与・・・局 長 福田 康治
次 長 山本 誠
係 長 工藤 幸恵

 - 会議書記・・・主 事 赤坂 海渡

7. 議 案
 - 【議案第 1 号】農用地利用集積計画の作成に係る所有権移転の要請について
 - 【議案第 2 号】農地転用許可申請に係る意見について
 - 【議案第 3 号】農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定について

議事の概要

事務局

ただ今より、令和6年12月27日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第819回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は12名で2名の欠席となっておりますが、三沢市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。なお、欠席となるのは、2番 佐々木委員、5番 古田委員でございます。また、推進委員につきましては、3名の出席で、岩間推進員、荒谷推進委員が欠席となっております。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、北澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

明けましておめでとうございます。新年初めての総会、第819回総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

昨年は、やはり地域計画の目標地図の素案作成が大きな仕事でしたが、こちらは、農政担当課との細かい調整はあるものの、素案作成は、ほぼ完了しており、来月総会での審議を念頭に、仕上げにかかっております。年度末には三沢市の地域計画として完成・公表され、新年度から運用されることとなります。計画通りというのもなかなか難しいとは思いますが、農地利用の一層の最適化につながるものと、期待している次第です。

さて、報道によりますと、農業資材の高騰など、状況が悪化する一方の情勢にあって、国では、新年度予算で農業関連予算を一層充実させる方向であるようで、これは是非、実現してほしいところではありますが、一方で、飼料米助成の削減など、生産者への支援の強化に逆行するような話も出ているようです。不安材料は尽きませんが、なんとか、生産者が安心して営農に取り組める予算が確保されることを願っております。

令和7年におきましても、委員の皆様には引き続き、当市の農業施策を強力に支える地域農業のリーダーとして、縦横に活躍されますことをご期待申し上げます。新年最初の挨拶とさせていただきます。

事務局 ありがとうございます。それでは、三沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は北澤会長にお願いいたします。

会 長 それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

議 長 ご異議なしと認め、11番 斗米 義一君、12番 新堂 友和君を指名いたします。

参与・書記には、事務局長ほか、職員を任命いたします。

次に会期の決定を行います。

お諮りいたします。総会の会期は、本日一日限りとすることにご異議ございませんか。

議 長 ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。議案審議に入る前に、報告事項がありますので、事務局長から報告願います。

事務局長 それでは、2ページをお開き願います。

報告第1号のうち、初めに12月10日から1月9日までの主な業務についてご報告いたします。

12月16日に、三沢市副市長歓送迎会が、市内・グランヒルつたやで開催されました。こちらには会長が出席されております。

1月7日に、三沢市新年互例会が、こちらもグランヒルつたやで開催されました。こちらには、会長と職代が出席されております。同じく1月7日の午後には、第819回総会の議案検討会を開催しております。

1月9日本日、第819回総会の開催の運びとなっております。また、本日の午後1時から、六戸町文化ホールで令

和6年度農業者年金協会代議員・加入推進部長等研修会が開催されますので、このあと、昼休憩をはさんで、委員・推進委員の皆さんと事務局とで六戸町へ向かうこととしております。

次に、12月の事務処理状況についてご報告いたします。まず、3条の3第1項、相続の届出は9件あり、面積は合計114,134㎡となっております。

次に、転用につきまして、5条の案件が1件、面積は1,676㎡でした。

次に、貸借の解約は5件で、面積は20,012㎡でした。解約の内容につきましては、報告第2号で説明させていただきます。以上、ここまでの合計は15件、面積合計135,822㎡となっております。

次に、現地調査につきまして、1件を実施しております。内容につきましては、報告第3号で説明させていただきます。

次に、非農地証明を1件、発行しております。内容につきましては、報告第4号で説明させていただきます。

また、こちらの事務処理状況の表にはありませんが、借賃変更に伴う契約変更が1件、届がありました。こちらの内容につきましては、報告第5号で説明させていただきます。

続きまして、1月10日から2月10日までの主な業務計画についてご説明いたします。

1月27日から翌28日にかけて令和6年度青森県10市農業委員会協議会が、青森市内、アップルパレスで開催されます。こちらには会長と私とで参加する予定となっております。1月29日に、令和6年度第3回上十三地区農業委員会連絡協議会会長・事務局長会議が十和田市役所で開催されます。こちらにも会長と私が出席する予定です。

2月5日に、第820回総会の議案検討会を予定しております。2月10日に、第820回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1から番号3については、同一の借り手と、それぞれの農地所有者との3件の貸借契約を解約するものとなっております。農地はいずれも大字三沢字淋代平の田で、3件の契

約合わせて5筆、面積にして合計13,980㎡、解約理由は、借り手の経営規模縮小によるもの、となっております。

次に、4ページをお開き願います。

次の番号4及び番号5は、所有者と農地中間管理機構、及び農地中間管理機構と借人との、2件の契約について3者解約するものです。農地は大字三沢字淋代平の田・1筆で、面積は3,016㎡、解約理由は、売買の手続きに移行するためとなっております。

次に、5ページをお開き願います。

報告第3号農地の現況調査についてご説明いたします。

青森地方法務局十和田支局から照会のあった1件につきまして、転用事実に係る現況調査を行っております。

番号1、古間木3丁目の畑となりますが、場所は、三沢市消防署の古間木出張所の北、約420mに位置しております。こちらは平成4年3月19日付けで5条転用許可となっており、現状、雑種地となっていることから非農地として判定したものです。現地においては、12月25日に種市委員、古田委員、駒澤推進委員とで調査を実施しております。

次に、6ページをお開き願います。

報告第4号非農地証明についてご説明いたします。

番号1、春日台4丁目の畑1筆、場所は県立三沢商業高校の南約600m、カワチョウライスの敷地に隣接しております。現地は約20年にわたり農作業小屋とその敷地として使われ、農地として耕作されておらず、現況を登記簿に反映させる必要から、願い出により、非農地証明を発行したものであります。

次に、7ページをお開き願います。

報告第5号借賃変更に伴う契約変更についてご説明いたします。

番号1、大字三沢字戸崎の田2筆、面積合計7,444㎡、場所は六川目団体活動センターから西へ約900m、六川目から根井に至る市道沿いに位置しております。賃貸人と農地中間管理機構及び賃借人ら関係者で協議の結果、10aあたり賃借料を、9,404円から10,000円に変更することで合意した旨、届け出があったものであります。以上が報告事項でございます。

議 長

ありがとうございました。

それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は、三沢市農業委員会会議規則第9条第2項の規定により、議長の許可を受けてから、発言することになっておりますので、ご協力願います。

議 長

議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る所有権移転の要請についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局

それでは8ページをお開き願います。

議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る要請について、所有権移転の案件に関してご説明します。

番号1、字淋代平の田1筆、合計3,011㎡を、知人間の所有権移転の申請です。価格10aあたり約〇〇円で総額は〇〇円です。場所は住友化学より東に約800mに位置しています。労働力は役員4名に加え、必要に応じて臨時で雇用を行っています。機械、農地等の営農状況については特段の問題はございません。所有権移転による周辺農地への影響はないと考えられます。

番号2、字淋代平の田1筆、合計2,388㎡を、知人間の所有権移転の申請です。価格10aあたり約〇〇円で総額は〇〇円です。場所は住友化学より南東に約800mに位置しています。労働力は役員4名に加え、必要に応じて臨時で雇用を行っています。機械、農地等の営農状況については特段の問題はございません。所有権移転による周辺農地への影響はないと考えられます。現地確認は、古田委員、種市委員、駒澤推進委員同行のもと確認済みです。以上ご審議のほどよろしく願います。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり、決定し三沢市長に対し要請いたします。

議 長

次に議案第2号農地転用許可申請に係る意見についてを議

題といたします。事務局より説明願います。

事務局

それでは 9 ページをお開きください。

議案第 2 号農地転用許可申請に係る意見についてご説明いたします。

今回は 4 条転用 1 件、5 条転用 4 件の申請であります。始めに、4 条申請からご説明いたします。

議案第 2 号資料①と合わせてご覧ください。

番号 1 番、申請者は記載のとおりであります。

対象となる土地は、岡三沢 1 丁目の畑、1 筆の 4、1 2 5 m²のうち 3、0 3 0 m²です。場所は、岡三沢小学校より北東へ 8 0 0 m に位置し、都市計画の用途地域内で第一種中高層住宅専用地域に指定されており、周辺は、住宅が建ち並ぶ地域であります。転用目的は、宅地で外人ハウスの建築となります。外人ハウスは 7 棟で、建築面積合計は 7 5 8 . 4 0 m²で、敷地面積に占める建物の割合が約 2 5 % となり基準である 2 0 % 以上をクリアするため問題ありません。

農地区分は、第 3 種農地であり、原則許可できる場所です。

事業費は、総額〇〇円で、全額銀行からの融資となります。転用することによる付近の土地の防除対策として、汚水は下水道に接続する。雨水及び土砂流出対策として、土地周囲には擁壁を設置するほか、浸透柵等も設置し処理するため、問題ないと考えます。

以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響及び事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。現地確認については、古田委員・種市委員・駒澤推進委員により、完了しております。

なお、3、0 0 0 m²以上の転用でありますので、県常設審議委員会からの意見聴取後、問題がなければ都市計画の開発行為許可と同時許可となります。続きまして、5 条転用を説明いたします。

1 0 ページをお開き願います。議案第 2 号資料②と合わせてご覧ください。

番号 1 対象となる土地は、岡三沢 1 丁目の畑、1 筆の 4、1 2 5 m²のうち 6 4 3 m²です。先ほど説明した案件の一部であります。申請者は、記載のとおりの方です。権利区分は、売買による所有権の移転です。

場所は、岡三沢小学校より北東へ 8 0 0 m に位置し、都市計画の用途地域内で第一種中高層住宅専用地域に指定されており、周辺は、住宅が建ち並ぶ地域であります。転用目的は、宅地分譲です。宅地分譲は 3 区画で、1 区画面積は 2 0 7 m²～2 2 8

m²となります農地区分は、第3種農地であり、また用途地域内でもあることから宅地分譲も原則許可できる場所であります。

事業費は、総額〇〇円で、全額自己資金となります。転用することによる付近の土地の防除対策として、雨水は整備される側溝に流れるため、問題ないと考えます。

以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響及び事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。現地確認については、古田委員・種市委員・駒澤推進委員により、完了しております。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり決定し、委員会の意見を付して、青森県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第3号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてを議題とします。

番号1の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、〇〇番 〇〇〇〇君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

議 長 事務局より説明願います。

事務局 それでは12ページをお開きください。

議案第3号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてご説明いたします。案件の場所については、議案第2号資料でご確認ください。今回の件数は53件です。

番号1 字庭構の田1筆、所有者は記載のとおり。面積は365m²です。所在は以前より非農地判定している場所で、六川目町内会墓地より約800m南西に位置しており、山林原野化していることから、非農地判断の基準を満たしております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号番号1は原案のとおり、承認することに決定いたします。

番号1の審議が終了しましたので、〇〇番 〇〇〇〇君の出席を認めます。

議 長 続きまして番号2の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、〇〇番 〇〇〇〇君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

議 長 事務局より説明願います。

事務局 番号2 字庭構の田1筆、所有者は記載のとおり。面積は985㎡です。所在は以前より非農地判定している場所で、六川目町内会墓地より約800m南西に位置しており、山林原野化していることから、非農地判断の基準を満たしております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号番号2は原案のとおり、承認することに決定いたします。番号2の審議が終了しましたので、〇〇番 〇〇〇〇君の出席を認めます。

議 長 番号3から53の審議にはいります。事務局より説明願います。

事務局 番号3から53、字庭構の田51筆、面積合計64,365㎡です。所在は以前より非農地判定している場所で、六川目町内会墓地より約800m南西に位置しており、山林原野化していることから、非農地判断の基準を満たしております。以上51筆、面積合計64,365㎡につきまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号番号3から53は、原案のとおり承認することに決定いたします。

《全議案終了》

議 長 以上で、全議案の審議は終了となりましたので、三沢市農業委員会第819回総会を閉会いたします。
皆様のご協力、ありがとうございました。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者 11番 斗米 義一

議事録署名者 12番 新堂 友和